

別紙様式7

独立行政法人航海訓練所契約監視委員会定例会議議事概要

開催日	平成22年3月25日						
場所	独立行政法人航海訓練所内会議室						
出席委員氏名	委員長	辻井 浩平 旭汽船株式会社 代表取締役					
	委員	吉田 秀一郎 社団法人日本船主協会 海務部労政担当リーダー					
	委員	金井 睦美(公認会計士) あずさ監査法人 第6事業部シニアマネジャー					
	委員	黒田 義久 独立行政法人航海訓練所 監事					
審議案件	10 件	→	0 件	改善点等あり とされたもの	(備考)		
(内訳)				(内訳)	追加議題「保険ブローカーの指名について」 は議事録参照。		
平成20年度	0 件	→	0 件	平成20年度			
競争性のない 随意契約	0 件	→	0 件	競争性のない 随意契約			
一者応札・ 一者応募契約	0 件	→	0 件	一者応札・ 一者応募契約			
平成21年度 (1月～3月)	10 件	→	0 件	平成21年度 (4月～12月)			
前回競争性のない 随意契約	4 件	→	0 件	前回競争性のない 随意契約			
前回一者応札・ 一者応募契約	4 件	→	0 件	前回一者応札・ 一者応募契約			
新規案件	2 件	→	0 件	新規案件			
複数年契約	0 件	→	0 件	複数年契約			
競争性のない 随意契約	0 件	→	0 件	競争性のない 随意契約			
一者応札・ 一者応募契約	0 件	→	0 件	一者応札・ 一者応募契約			
	意見・質問			回答			
	別紙のとおり			別紙のとおり			
委員からの意見・ 質問、それに対する 回答等							
委員による意見の 具申又は勧告の内容	なし						

前回競争性のない随意契約についての事前点検資料

前回の契約等の状況	前回契約	航海訓練所 電話料					
	契約締結日	—					
	契約の相手方の商号又は名称及び住所	NTT東日本(株) 新宿区西新宿3-19-2					
	公益法人等(注1)	該当		非該当			
	予定価格	—					
	契約金額	2,156,004円					
	落札率(%)	#VALUE!					
	再就職の役員の数(注2)	—					
	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	会計規程第39条第1項第一号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)					
	競争性のない随意契約によらざるを得ない事由	電気通信事業法に規定する電気通信事業者からの供給を受ける長期継続契約。					
	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	8					
	競争性のある契約への移行予定の有無	有		無			
	点検、見直し後の契約等の状況	今回契約 No.29	航海訓練所 電話料				
契約の概要		航海訓練所の固定電話及びブロードバンド通信回線に係る契約。					
契約締結日		—					
契約の相手方の商号又は名称及び住所		NTT東日本(株) 新宿区西新宿3-19-2					
公益法人等(注1)		該当		非該当			
契約方式		一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約	
応札・応募者数		—					
予定価格		—					
契約金額		2,085,915円					
落札率(%)		#VALUE!					
再就職の役員の数(注2)		—					
事前点検内容(注3)を自ら前回		競争性のある契約方式への移行		競争性のある契約へ前倒し(注4)		その他見直し	
		上記の具体的内容(変更点なしの場合その理由)(注5)	A	改善点なし。 契約の性質又は目的が競争を許さない。			
	B						
	点検結果	契約監視委員会等からの指摘事項(前回からの改善点に対する評価、指摘がない場合はその理由)(注5)	A	指摘事項なし。 契約の性質が競争性のあるものではないため。			
			B				
指摘事項等に対する具体的取組み(注5)		A	特になし。				
		B					
点検の結果、適当とされた契約方式		一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約	
見直し区分	競争性のある契約に移行すべきもの		競争性のある契約に移行を前倒しすべきもの		その他の見直し		
備考	契約金額はH21.4～H22.2月支払分まで。						

(注1) 公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人(特例民法法人、(公益、一般)財団法人、(公益、一般)社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等)」をいう。

(注2) 契約方式が随意契約(企画競争、公募含む)で契約相手方が、(注1)の公益法人等である場合、当該公益法人等に当該独立行政法人の常勤職員であったものが、役員として、契約締結の時点で在籍していれば、その人数。

(注3) 該当する見直し欄(「競争性のある契約方式への移行」、「競争性のある契約へ前倒し」、「その他見直し」)のいずれかを選択し、具体的内容を記載すること。

(注4) 平成21年1月6日行政管理局発出事務連絡で公表を要請された、様式1に掲載している契約について、移行年限を前倒しすることとしたものについて記載。

(注5) 公益法人等との契約における再委託に関する内容及び契約価格の妥当性に関する内容が含まれる場合は、具体的内容を記載した上、「A」及び「B」欄にそれぞれ「○」を記載すること。(A:公益法人等との契約における再委託に関するもの B:契約価格の妥当性に関するもの)

前回競争性のない随意契約についての事前点検資料

前回の契約等の状況	前回契約	航海訓練所 ガス料					
	契約締結日	—					
	契約の相手方の商号又は名称及び住所	東京ガス㈱ 港区海岸1-5-20					
	公益法人等(注1)	該当		非該当			
	予定価格	—					
	契約金額	1,228,163円					
	落札率(%)	#VALUE!					
	再就職の役員の数(注2)	—					
	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	会計規程第39条第1項第一号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)					
	競争性のない随意契約によらざるを得ない事由	ガスの供給を行うことが可能な業者が一の場合。(合同庁舎として一契約)					
	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	8					
	競争性のある契約への移行予定の有無	有		無			
競争性のある契約への移行予定があるが現時点で移行困難な理由	—						
競争性のある契約への移行予定年限	—						
点検、見直し後の契約等の状況	今回契約 No.30	航海訓練所 ガス料					
	契約の概要	航海訓練所のガス使用に係る契約。合同庁舎としての契約のため、分担金の支払いのみを行っている。					
	契約締結日	—					
	契約の相手方の商号又は名称及び住所	東京ガス㈱ 港区海岸1-5-20					
	公益法人等(注1)	該当		非該当			
	契約方式	一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約	
	応れ・応募者数	—					
	予定価格	—					
	契約金額	869,052円					
	落札率(%)	#VALUE!					
	再就職の役員の数(注2)	—					
	より事前改善することとした内容(注3)	競争性のある契約方式への移行		競争性のある契約へ前倒し(注4)		その他見直し	
上記の具体的内容(変更点なしの場合その理由)(注5)		A	改善点なし。 契約の性質又は目的が競争を許さない。(合同庁舎として契約したものの分担金)				
		B					
点検結果		契約監視委員会等からの指摘事項(前回からの改善点に対する評価、指摘がない場合はその理由)(注5)	A	指摘事項なし。 契約の性質が競争性のあるものではなく、また、合同庁舎分担金という性質上、貴所だけの対応で変更できるものではないと考える。			
			B				
		指摘事項等に対する具体的取組み(注5)	A	特になし。			
			B				
点検の結果、適当とされた契約方式	一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約		
見直し区分	競争性のある契約に移行すべきもの		競争性のある契約に移行を前倒しとすべきもの		その他の見直し		
備考	契約金額はH21.4～H22.2月支払分まで。						

(注1)公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人(特例民法法人、(公益、一般)財団法人、(公益、一般)社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等)」をいう。

(注2)契約方式が随意契約(企画競争、公募含む)で契約相手方が、(注1)の公益法人等である場合、当該公益法人等に当該独立行政法人の常勤職員であったものが、役員として、契約締結の時点で在籍していれば、その人数

(注3)該当する見直し欄(「競争性のある契約方式への移行」、「競争性のある契約へ前倒し」、「その他見直し」)のいずれかを選択し、具体的内容を記載すること。

(注4)平成21年1月6日行政管理局発出事務連絡で公表を要請された、様式11に掲載している契約について、移行年限を前倒しすることとしたものについて記載。

(注5)公益法人等との契約における再委託に関する内容及び契約価格の妥当性に関する内容が含まれる場合は、具体的内容を記載した上、「A」及び「B」欄にそれぞれ「○」を記載すること。(A:公益法人等との契約における再委託に関するもの B:契約価格の妥当性に関するもの)

前回競争性のない随意契約についての事前点検資料

前回の契約等の状況	前回契約	FAXニュース					
	契約締結日	—					
	契約の相手方の商号又は名称及び住所	(社)共同通信社 港区東新橋1-7-1					
	公益法人等(注1)	該当		非該当			
	予定価格	—					
	契約金額	1,806,840円					
	落札率(%)	#VALUE!					
	再就職の役員の数(注2)	—					
	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	会計規程第39条第1項第一号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)					
	競争性のない随意契約によらざるを得ない事由	船舶向けFAXニュースのサービスを提供しているのは(社)共同通信社のみである。					
	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	12					
	競争性のある契約への移行予定の有無	有		無			
	点検、見直し後の契約等の状況	今回契約 No.31	FAXニュース				
契約の概要		航海中の船舶に対して、FAXニュースにより時事情報等の提供を行っている。					
契約締結日		—					
契約の相手方の商号又は名称及び住所		(社)共同通信社 港区東新橋1-7-1					
公益法人等(注1)		該当		非該当			
契約方式		一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約	
応札・応募者数		—					
予定価格		—					
契約金額		1,355,130円					
落札率(%)		#VALUE!					
再就職の役員の数(注2)		—					
点検結果		競争性のある契約方式への移行	競争性のある契約へ前倒し(注4)			その他見直し	
	上記の具体的内容(変更点なしの場合その理由)(注5)	A	改善点なし。 航海中の船舶に対して、FAXニュースにより時事情報等の提供を行っているが、当該サービスを行っているのは(社)共同通信社のみである。				
		B					
	契約監視委員会等からの指摘事項(前回からの改善点に対する評価、指摘がない場合はその理由)(注5)	A	指摘事項なし。 船での生活において、必要最小限度の情報を得るためのサービスであり、それを行っているのが1社だけであるためやむを得ない。				
		B					
	指摘事項等に対する具体的取組み(注5)	A	特になし。				
		B					
	点検の結果、適当とされた契約方式	一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約	
	見直し区分	競争性のある契約に移行すべきもの			競争性のある契約に移行を前倒しとすべきもの		その他の見直し
	備考	契約金額はH21.4～H21.12月支払分まで。					

(注1)公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人(特例民法法人、(公益、一般)財団法人、(公益、一般)社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等)」をいう。

(注2)契約方式が随意契約(企画競争、公募含む)で契約相手方が、(注1)の公益法人等である場合、当該公益法人等に当該独立行政法人の常勤職員であったものが、役員として、契約締結の時点で在籍していれば、その人数

(注3)該当する見直し欄(「競争性のある契約方式への移行」、「競争性のある契約へ前倒し」、「その他見直し」)のいずれかを選択し、具体的内容を記載すること。

(注4)平成21年1月6日行政管理局発出事務連絡で公表を要請された、様式1に掲載している契約について、移行年限を前倒しすることとしたものについて記載。

(注5)公益法人等との契約における再委託に関する内容及び契約価格の妥当性に関する内容が含まれる場合は、具体的内容を記載した上、「A」及び「B」欄にそれぞれ「○」を記載すること。(A:公益法人等との契約における再委託に関するもの B:契約価格の妥当性に関するもの)

前回競争性のない随意契約についての事前点検資料

前回の契約等の状況	前回契約	後納郵便料				
	契約締結日	—				
	契約の相手方の商号又は名称及び住所	日本郵政(株) 千代田区霞が関1-3-2				
	公益法人等(注1)	該当		非該当		
	予定価格	—				
	契約金額	1,013,050円				
	落札率(%)	#VALUE!				
	再就職の役員の数(注2)	—				
	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	会計規程第39条第1項第一号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)				
	競争性のない随意契約によらざるを得ない事由	料金後納サービスの提供を行っているのが日本郵政公社のみである。				
	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	9				
	競争性のある契約への移行予定の有無	有		無		
競争性のある契約への移行予定があるが現時点で移行困難な理由	—					
競争性のある契約への移行予定年限	—					
点検、見直し後の契約等の状況	今回契約 No.32	後納郵便料				
	契約の概要	航海訓練所が送付する郵便物の料金後納契約。				
	契約締結日	—				
	契約の相手方の商号又は名称及び住所	日本郵政(株) 千代田区霞が関1-3-2				
	公益法人等(注1)	該当		非該当		
	契約方式	一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約
	応札・応募者数	—				
	予定価格	—				
	契約金額	912,440円				
	落札率(%)	#VALUE!				
	再就職の役員の数(注2)	—				
	点検結果	競争性のある契約方式への移行	競争性のある契約へ前倒し(注4)			その他見直し
上記の具体的内容(変更点なしの場合その理由)(注5)		A	改善点なし。 契約の性質又は目的が競争を許さない。(特殊性:信書に係るもの)			
		B				
契約監視委員会等からの指摘事項(前回からの改善点に対する評価、指摘がない場合はその理由)(注5)		A	指摘事項なし。 契約の性質上やむを得ない。			
		B				
指摘事項等に対する具体的な取組み(注5)		A	特になし。			
		B				
点検の結果、適当とされた契約方式		一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約
見直し区分		競争性のある契約に移行すべきもの		競争性のある契約に移行を前倒しとすべきもの		その他の見直し
備考		契約金額はH21.4～H21.12月支払分まで。				

(注1)公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人(特例民法法人、(公益、一般)財団法人、(公益、一般)社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等)」をいう。

(注2)契約方式が随意契約(企画競争、公募含む)で契約相手方が、(注1)の公益法人等である場合、当該公益法人等に当該独立行政法人の常勤職員であったものが、役員として、契約締結の時点で在籍していれば、その人数。

(注3)該当する見直し欄(「競争性のある契約方式への移行」、「競争性のある契約へ前倒し」、「その他見直し」)のいずれかを選択し、具体的内容を記載すること。

(注4)平成21年1月6日行政管理局発出事務連絡で公表を要請された、様式1に掲載している契約について、移行年限を前倒しすることとしたものについて記載。

(注5)公益法人等との契約における再委託に関する内容及び契約価格の妥当性に関する内容が含まれる場合は、具体的内容を記載した上、「A」及び「B」欄にそれぞれ“○”を記載すること。(A:公益法人等との契約における再委託に関するもの B:契約価格の妥当性に関するもの)

前回一者応札・一者応募契約についての事前点検資料

前回契約等の状況	前回契約	日本丸 帆装設備用滑車の購入					
	契約締結日	平成21年3月24日					
	契約の相手方の商号又は名称及び住所	(有)近畿船用金物 大阪市大正区三軒家西1-4-12					
	予定価格	33,356,746円					
	契約金額	31,038,546円					
	落札率(%)	93.1%					
点検、見直し後の契約等の状況	今回契約 No.14	日本丸 帆装設備用滑車の購入					
	契約の概要	帆装用具の滑車が老朽化しているため安全上の観点から新替が必要である。(政府調達案件)					
	契約締結日	平成22年3月3日					
	契約の相手方の商号又は名称及び住所	(有)近畿船用金物 大阪市大正区三軒家西1-4-12					
	公益法人等(注1)	該当		非該当			
	契約方式	一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約	
	応札・応募者数	1					
	予定価格	21,765,135円					
	契約金額	19,786,977円					
	落札率(%)	90.9%					
	再就職の役員の数(注2)	-					
事前点検前に自ら前回より改善することとした内容(注3)	前回と同一契約方式の場合				契約方式の変更	その他見直し	
	仕様書の変更	参加要件の変更	公告期間の見直し	その他			
	上記の具体的内容(変更点なしの場合その理由)		契約価格の妥当性に関すること(注4)		●仕様書:業者を特定する記載なし ●参加要件:A~D(通常B→落札業者の資格:D) ●公告期間:53日間		
					改善点なし。 参加要件を広げ、公告期間も十分確保している。契約方式は一般競争契約を採用しており特段改善点はないものとする。		
点検結果	契約監視委員会等からの指摘事項(注5)	入札、契約条件等の指摘				契約方式に関する指摘	その他の指摘
		仕様書の内容	参加要件	公告期間の確保	その他の指摘事項		
		上記の具体的内容(前回からの改善点に対する評価、指摘事項がない場合はその理由)		契約価格の妥当性に関すること(注4)		指摘事項なし。 契約内容に問題はないと考える。	
	指摘事項等に対する具体的な取組み(注6)	契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う				契約方式の見直し	その他の見直し
		仕様書の変更	参加要件の変更	公告期間の見直し	その他		
		上記の具体的内容		契約価格の妥当性に関すること(注4)		特になし。	
	点検の結果、適当とされた契約方式		一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約
	見直し区分		契約方式を変更せず、条件等の見直し		契約方式の見直し		その他の見直し
備考		仕様書は2者に配布。1者は入札前に辞退。					

(注1) 公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人(特例民法法人、(公益、一般)財団法人、(公益、一般)社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等)」をいう。

(注2) 契約方式が随意契約(企画競争、公募含む)で契約相手方が、(注1)の公益法人等である場合、当該公益法人等に当該独立行政法人の常勤職員であったものが、役員として、契約締結の時点で在籍していれば、その人数

(注3) 該当する見直し欄いずれか1箇所に“○”を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「前回と同一契約方式」にて見直しを実施した場合は、複数の記載を可能とする。

(注4) 契約価格の妥当性に関する内容が含まれる場合は、具体的内容を記載した上、「契約価格の妥当性に関すること」欄に“○”を記載すること。

(注5) 契約監視委員会等からの指摘事項については、指摘がある場合、該当する指摘欄(「入札、契約条件等の指摘」、「入札、契約条件等の指摘」、「その他の指摘」)いずれか1箇所に“○”を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「入札、契約条件等の指摘」場合においては、「仕様書の内容」、「参加要件」、「公告期間の確保」、「その他の指摘事項」から複数選択することも可能。

(注6) 指摘事項等に対する具体的な取組みについては、該当する見直し欄(「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」、「契約方式の見直し」、「その他の見直し」)いずれか1箇所に“○”を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」場合においては、「仕様書の変更」、「参加要件の変更」、「公告期間の見直し」、「その他」から複数選択することも可能。

前回一者応札・一者応募契約についての事前点検資料

前回契約等の状況	前回契約		銀河丸 ビッチ流し工事						
	契約締結日		平成21年3月23日						
	契約の相手方の商号又は名称及び住所		前田工業(株) 神戸市兵庫区東出町3-5-7						
	予定価格		2,310,000円						
	契約金額		2,205,000円						
	落札率(%)		95.5%						
点検、見直し後の契約等の状況	今回契約 No.6		ビッチ流し工事の実施						
	契約の概要		日本丸甲板のビッチが剥がれ、ホーコンの腐食によって木甲板と鉄甲板の間に水が回り、鉄甲板が腐食するため修繕を行う。						
	契約締結日		平成22年2月19日						
	契約の相手方の商号又は名称及び住所		(株)アイ・エイチ・アイ・マリノ 港区海岸3-22-23						
	公益法人等(注1)		該当			非該当			
	契約方式		一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約		
	応札・応募者数		2						
	予定価格		27,499,500円						
	契約金額		21,474,000円						
	落札率(%)		78.1%						
	再就職の役員の数(注2)		-						
事前点検前に自ら前回より改善することとした内容(注3)	前回と同一契約方式の場合				契約方式の変更		その他見直し		
	仕様書の変更	参加要件の変更	公告期間の見直し	その他					
	上記の具体的内容(変更点なしの場合その理由)		契約価格の妥当性に関すること(注4)		●仕様書:業者を特定する記載なし ●参加要件:A~D(通常A→落札業者の資格:A) ●公告期間:33日間 改善点なし。 公告期間を十分確保している。契約方式は一般競争契約を採用しており特段改善点はないものとする。				
点検結果	契約監視委員会等からの指摘事項(注5)	入札、契約条件等の指摘				契約方式に関する指摘		その他の指摘	
		仕様書の内容	参加要件	公告期間の確保	その他の指摘事項				
		上記の具体的内容(前回からの改善点に対する評価、指摘事項がない場合はその理由)		契約価格の妥当性に関すること(注4)		指摘事項なし。 契約内容に問題はないと考える。			
	指摘事項等に対する具体的取組み(注6)	契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う				契約方式の見直し		その他の見直し	
		仕様書の変更	参加要件の変更	公告期間の見直し	その他				
		上記の具体的内容		契約価格の妥当性に関すること(注4)		特になし。			
点検の結果、適当とされた契約方式		一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約			
見直し区分		契約方式を変更せず、条件等の見直し			契約方式の見直し		その他の見直し		
備考		仕様書は4者に配布。2者は入札前に辞退。							

(注1) 公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人(特例民法法人、(公益、一般)財団法人、(公益、一般)社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等)」をいう。

(注2) 契約方式が随意契約(企画競争、公募含む)で契約相手方が、(注1)の公益法人等である場合、当該公益法人等に当該独立行政法人の常勤職員であったものが、役員として、契約締結の時点で在籍していれば、その人数。

(注3) 該当する見直し欄いずれか1箇所に“○”を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「前回と同一契約方式」にて見直しを実施した場合は、複数の記載を可能とする。

(注4) 契約価格の妥当性に関する内容が含まれる場合は、具体的内容を記載した上、「契約価格の妥当性に関すること」欄に“○”を記載すること。

(注5) 契約監視委員会等からの指摘事項については、指摘がある場合、該当する指摘欄(「入札、契約条件等の指摘」、「入札、契約条件等の指摘」、「その他の指摘」)いずれか1箇所に“○”を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「入札、契約条件等の指摘」場合においては、「仕様書の内容」、「参加要件」、「公告期間の確保」、「その他の指摘事項」から複数選択することも可能。

(注6) 指摘事項等に対する具体的取組みについては、該当する見直し欄に契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う、「契約方式の見直し」、「その他の見直し」いずれか1箇所に“○”を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」場合においては、「仕様書の変更」、「参加要件の変更」、「公告期間の見直し」、「その他」から複数選択することも可能。

前回一者応札・一者応募契約についての事前点検資料

前回契約等の状況	前回契約	日本丸・銀河丸機関部向けディーゼル機関部品の購入					
	契約締結日	平成20年8月20日					
	契約の相手方の商号又は名称及び住所	ダイハツディーゼル東日本㈱ 台東区東上野2-1-13					
	予定価格	3,427,336円					
	契約金額	3,084,602円					
	落札率(%)	90.0%					
点検、見直し後の契約等の状況	今回契約 No.20	主機部品(日本丸)及び発電機原動機部品(日本丸・銀河丸)の購入					
	契約の概要	保守整備作業に使用する部品を購入する。					
	契約締結日	平成22年3月17日					
	契約の相手方の商号又は名称及び住所	ダイハツディーゼル東日本㈱ 台東区東上野2-1-13					
	公益法人等(注1)	該当		非該当			
	契約方式	一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約	
	応札・応募者数	1					
	予定価格	11,574,804円					
	契約金額	11,506,029円					
	落札率(%)	99.4%					
	再就職の役員の数(注2)	-					
事前点検前に自ら前回より改善することとした内容(注3)	前回と同一契約方式の場合				契約方式の変更	その他見直し	
	仕様書の変更	参加要件の変更	公告期間の見直し	その他			
	上記の具体的内容(変更点なしの場合その理由)		契約価格の妥当性に関すること(注4)		●仕様書:業者を特定する記載なし ●参加要件:A~D(通常C→落札業者の資格:B) ●公告期間:13日間		
					改善点なし。 参加要件を広げ、公告期間も十分確保している。契約方式は一般競争契約を採用しており特段改善点はないものとする。		
点検結果	契約監視委員会等からの指摘事項(注5)	入札、契約条件等の指摘				契約方式に関する指摘	その他の指摘
		仕様書の内容	参加要件	公告期間の確保	その他の指摘事項		
		上記の具体的内容(前回からの改善点に対する評価、指摘事項がない場合はその理由)		契約価格の妥当性に関すること(注4)		指摘事項なし。 契約内容に問題はないと考える。	
	指摘事項等に対する具体的な取組み(注6)	契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う				契約方式の見直し	その他の見直し
		仕様書の変更	参加要件の変更	公告期間の見直し	その他		
		上記の具体的内容		契約価格の妥当性に関すること(注4)		特になし。	
	点検の結果、適当とされた契約方式		一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約
	見直し区分		契約方式を変更せず、条件等の見直し		契約方式の見直し		その他の見直し
備考							

(注1) 公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人(特例民法法人、(公益、一般)財団法人、(公益、一般)社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等)」をいう。

(注2) 契約方式が随意契約(企画競争、公募含む)で契約相手方が、(注1)の公益法人等である場合、当該公益法人等に当該独立行政法人の常勤職員であったものが、役員として、契約締結の時点で在籍していれば、その人数

(注3) 該当する見直し欄いずれか1箇所に「○」を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「前回と同一契約方式」にて見直しを実施した場合は、複数の記載を可能とする。

(注4) 契約価格の妥当性に関する内容が含まれる場合は、具体的内容を記載した上、「契約価格の妥当性に関すること」欄に「○」を記載すること。

(注5) 契約監視委員会等からの指摘事項については、指摘がある場合、該当する指摘欄(「入札、契約条件等の指摘」、「入札、契約条件等の指摘」、「その他の指摘」)いずれか1箇所に「○」を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「入札、契約条件等の指摘」場合においては、「仕様書の内容」、「参加要件」、「公告期間の確保」、「その他の指摘事項」から複数選択することも可能。

(注6) 指摘事項等に対する具体的な取組みについては、該当する見直し欄(「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」、「契約方式の見直し」、「その他の見直し」)いずれか1箇所に「○」を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」場合においては、「仕様書の変更」、「参加要件の変更」、「公告期間の見直し」、「その他」から複数選択することも可能。

前回一者応札・一者応募契約についての事前点検資料

前回契約等の状況	前回契約	練習船気象情報提供業務の年間契約					
	契約締結日	平成21年3月24日					
	契約の相手方の商号又は名称及び住所	(株)メテオテック・ラボ 川崎市中原区木月8-35-2E					
	予定価格	3,150,000円					
	契約金額	3,150,000円					
	落札率(%)	100.0%					
点検、見直し後の契約等の状況	今回契約 No.26	練習船気象情報提供業務の年間契約					
	契約の概要	練習船の安全運航のため、毎日の気象情報の提供、出航時のブリーフィング及び台風等熱帯低気圧発生時の進路情報と各船停泊地での気象情報提供の年間契約。					
	契約締結日	平成22年3月19日					
	契約の相手方の商号又は名称及び住所	(株)メテオテック・ラボ 川崎市中原区木月8-35-2E					
	公益法人等(注1)	該当		非該当			
	契約方式	一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約	
	応札・応募者数	1					
	予定価格	3,150,000円					
	契約金額	3,150,000円					
	落札率(%)	100.0%					
	再就職の役員の数(注2)	-					
事前点検前に自ら前回より改善することとした内容(注3)	前回と同一契約方式の場合				契約方式の変更	その他見直し	
	仕様書の変更	参加要件の変更	公告期間の見直し	その他			
	上記の具体的内容(変更点なしの場合その理由)		契約価格の妥当性に関すること(注4)		●仕様書:業者を特定する記載なし ●参加要件:A~D(通常C→落札業者の資格:D) ●公告期間:13日間		
					改善点なし。 参加要件を広げ、公告期間も十分確保している。契約方式は一般競争契約を採用しており特段改善点はないものとする。		
点検結果	契約監視委員会等からの指摘事項(注5)	入札、契約条件等の指摘				契約方式に関する指摘	その他の指摘
		仕様書の内容	参加要件	公告期間の確保	その他の指摘事項		
		上記の具体的内容(前回からの改善点に対する評価、指摘事項がない場合はその理由)		契約価格の妥当性に関すること(注4)		指摘事項なし。 契約内容に問題はないと考える。	
	指摘事項等に対する具体的取組み(注6)	契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う				契約方式の見直し	その他の見直し
		仕様書の変更	参加要件の変更	公告期間の見直し	その他		
		上記の具体的内容		契約価格の妥当性に関すること(注4)		特になし。	
	点検の結果、適当とされた契約方式		一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約
	見直し区分		契約方式を変更せず、条件等の見直し		契約方式の見直し		その他の見直し
備考		仕様書は3者に配布。2者は入札前に辞退。					

(注1) 公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人(特例民法法人、(公益、一般)財団法人、(公益、一般)社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等)」をいう。

(注2) 契約方式が随意契約(企画競争、公募含む)で契約相手方が、(注1)の公益法人等である場合、当該公益法人等に当該独立行政法人の常勤職員であったものが、役員として、契約締結の時点で在籍していれば、その人数

(注3) 該当する見直し欄いずれか1箇所に“○”を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「前回と同一契約方式」にて見直しを実施した場合は、複数の記載を可能とする。

(注4) 契約価格の妥当性に関する内容が含まれる場合は、具体的内容を記載した上、「契約価格の妥当性に関すること」欄に“○”を記載すること。

(注5) 契約監視委員会等からの指摘事項については、指摘がある場合、該当する指摘欄(「入札、契約条件等の指摘」、「入札、契約条件等の指摘」、「その他の指摘」)いずれか1箇所に“○”を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「入札、契約条件等の指摘」場合においては、「仕様書の内容」、「参加要件」、「公告期間の確保」、「その他の指摘事項」から複数選択することも可能。

(注6) 指摘事項等に対する具体的取組みについては、該当する見直し欄(「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」、「契約方式の見直し」、「その他の見直し」)いずれか1箇所に“○”を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」場合においては、「仕様書の変更」、「参加要件の変更」、「公告期間の見直し」、「その他」から複数選択することも可能。

新規案件についての事前点検資料

点検、見直し後の契約等の状況	契約 No.12		主機部品(海王丸)及び発電機原動機部品(海王丸・青雲丸)の購入						
	契約の概要		保守整備作業に使用する部品を購入する。						
	契約締結日		平成22年2月26日						
	契約の相手方の商号又は名称及び住所		ヤンマーエンジニアリング(株) 港区新橋1-1-1						
	公益法人等(注1)		該当			非該当			
	契約方式		一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約		
	応札・応募者数		1						
	予定価格		3,622,847円						
	契約金額		3,433,500円						
	落札率(%)		94.8%						
	再就職の役員の数(注2)		-						
点検結果	契約監視委員会等からの指摘事項(注3)	入札、契約条件等の指摘				契約方式に関する指摘		その他の指摘	
		仕様書の内容	参加要件	公告期間の確保	その他の指摘事項				
		上記の具体的内容(指摘事項がない場合はその理由)				●仕様書:業者を特定する記載なし ●参加要件:A~D(通常C→落札業者の資格:A) ●公告期間:14日間 改善点なし。 参加要件を広げ、公告期間も十分確保している。契約方式は一般競争契約を採用しており特段指摘事項はないものとする。			
	指摘事項等に対する具体的取組み(注4)	契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う				契約方式の見直し		その他の見直し	
		仕様書の変更	参加要件の変更	公告期間の見直し	その他				
		上記の具体的内容				特になし。			
		点検の結果、適当とされた契約方式		一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約	
見直し区分		契約方式を変更せず、条件等の見直し			契約方式の見直し		その他の見直し		
備考									

(注1)公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人(特例民法法人、(公益、一般)財団法人、(公益、一般)社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等)」をいう。

(注2)契約方式が随意契約(企画競争、公募含む)で契約相手方が、(注1)の公益法人等である場合、当該公益法人等に当該独立行政法人の常勤職員であったものが、役員として、契約締結の時点で在籍していれば、その人数。

(注3)契約監視委員会等からの指摘事項については、指摘がある場合、該当する指摘欄(「入札、契約条件等の指摘」、「契約方式に関する指摘」、「その他の指摘」)いずれか1箇所「○」を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「入札、契約条件等の指摘」場合においては、「仕様書の内容」、「参加要件」、「公告期間の確保」、「その他の指摘事項」から複数選択することも可能。

(注4)指摘事項等に対する具体的取組みについては、該当する見直し欄(「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」、「契約方式の見直し」、「その他の見直し」)いずれか1箇所「○」を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」場合においては、「仕様書の変更」、「参加要件の変更」、「公告期間の見直し」、「その他」から複数選択することも可能。

新規案件についての事前点検資料

点検、見直し後の契約等の状況	契約 No.18		研修監理員業務委託					
	契約の概要		航海訓練に係る協力関係に関する協定に基づき受け入れる「MAAP(マリタイム・アカデミー・オブ・アジア・アンド・ザ・パシフィック)実習生(留学生)」の乗船実習において、当該実習生に対する援助を目的として研修監理員を乗船させる。業務内容は、①実習生の船内及び上陸時の生活一般に関する助言及び支援、②実習生の疾病又は災害の際の支援。					
	契約締結日		平成22年3月17日					
	契約の相手方の商号又は名称及び住所		(株)ビーズ 大田区東雪谷3-14-7					
	公益法人等(注1)		該当			非該当		
	契約方式		一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約	
	応札・応募者数		1					
	予定価格		3,839,062円					
	契約金額		3,522,750円					
	落札率(%)		91.8%					
	再就職の役員の数(注2)		-					
点検結果	契約監視委員会等からの指摘事項(注3)	入札、契約条件等の指摘			契約方式に関する指摘		その他の指摘	
		仕様書の内容	参加要件	公告期間の確保				
		上記の具体的内容(指摘事項がない場合はその理由)			●仕様書:業者を特定する記載なし ●参加要件:A~D(通常C→落札業者の資格:A) ●公告期間:14日間 改善点なし。 参加要件を広げ、公告期間も十分確保している。契約方式は一般競争契約を採用しており特段指摘事項はないものとする。			
	指摘事項等に対する具体的取組(注4)	契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う			契約方式の見直し		その他の見直し	
		仕様書の変更	参加要件の変更	公告期間の見直し				
		上記の具体的内容			特になし。			
	点検の結果、適当とされた契約方式		一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約	
見直し区分		契約方式を変更せず、条件等の見直し			契約方式の見直し		その他の見直し	
備考		仕様書は2者に配布。1者は入札前に辞退。						

(注1)公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人(特例民法法人、(公益、一般)財団法人、(公益、一般)社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等)」をいう。

(注2)契約方式が随意契約(企画競争、公募含む)で契約相手方が、(注1)の公益法人等である場合、当該公益法人等に当該独立行政法人の常勤職員であったものが、役員として、契約締結の時点で在籍していれば、その人数。

(注3)契約監視委員会等からの指摘事項については、指摘がある場合、該当する指摘欄(「入札、契約条件等の指摘」、「契約方式に関する指摘」、「その他の指摘」)いずれか1箇所「○」を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「入札、契約条件等の指摘」場合においては、「仕様書の内容」、「参加要件」、「公告期間の確保」、「その他の指摘事項」から複数選択することも可能。

(注4)指摘事項等に対する具体的取組については、該当する見直し欄(「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」、「契約方式の見直し」、「その他の見直し」)いずれか1箇所「○」を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」場合においては、「仕様書の変更」、「参加要件の変更」、「公告期間の見直し」、「その他」から複数選択することも可能。

(別添)

区分表（随意契約事由別）

随 意 契 約 事 由	類型区分
≪競争性のない随意契約によらざるを得ない場合≫	
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
ニ その他	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12
(ト)緊急の必要により競争に付することができない場合	13
(チ)競争に付することが不利と認められる場合	14
(リ)秘密の保持が必要とされている場合	15
(ヌ)競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合	16
(ヲ)特例政令に相当する規定に該当する場合	17
(ワ)その他、類型区分に分類できない場合	18

第2回 独立行政法人航海訓練所 契約監視委員会議事録

意見・質問	回答
研修監理業務の手配について	
お金の出所は？	フィリピンのMAAP校から約2000万円の寄付金がありその中から支払っている。
研修監理員は日本人か？人数は何人か？期間はどのくらいなのか？	研修監理員は日本人。人数は1人で期間は約60日間。
病人がでたりした時の面倒もみているのか？	二ヶ月の間に病人やケガ人がでたときに病院まで研修監理員がアテンドして連れて行っている。
研修監理員の設置は義務付けられているのか？	義務付けではない。
何を基に積算したのか？	積算は物価資料等に記載している通訳業務を参考に作成。
MAAP実習生はタガログ語を喋るのか？	MAAP実習生は皆英語を喋れるので船内では英語を使っている。
研修監理員ではなく船員が面倒を見れば良いのではないのか？	船員ができることだがそこまで行う余裕がない。研修監理員にお願いする方が効率が良いため雇っている。
フィリピン側は自分たちが送った実習生に研修監理員のような世話人が付いており、そのお金は自分達の寄付金から出ていることを承知しているのか？	生活に支障があるので研修監理員を実習生に付けているということは承知していると思う。
研修監理員の採用はどのようにするのか？	入札を行っている。契約については特に問題ないと思うが、その必要性について今後検証したい。
保険ブローカーの指名について	
【今回議題とした経緯】 他の独立行政法人でも保険を契約している法人はほとんど保険ブローカーを採用している。その一つである海技教育機構に対して「なぜ毎回同じ保険ブローカーを介して契約をしているのか？他にも保険ブローカーがいるではないか？」、という意見が官邸メールに届いた。そこで海事局から契約監視委員会の場で意見を伺っては、という話があり今回の議題とした。	

意見・質問	回答
共立インシュアランスブローカーズを指名した理由について	共立インシュアランスブローカーズは平成8年4月に保険業法改正で保険仲立人制度が日本でスタートしたと同時に設立された会社であり、現在日本で登録されている保険仲立ち人ではトップクラス。また独立行政法人の中でも共立インシュアランスブローカーズを指名しているところが多くあり実績がある。 航海訓練所では保険の9割以上が船舶保険であり、船舶保険のボリュームや取扱いについて重視せざるをえない。共立インシュアランスブローカーズは取扱船舶保険料19億円という実績がある。 また、当時、日本で船舶保険を取り扱えるのが3社有り、そのうち2社は海外を主な市場としており国内損保との関係が薄かった。 ブローカーの起用にあたっては一般保険契約における透明性の確保が重要。また、保険ブローカー自体が特定の資本系列に属さない中立的な存在であることも重要であり、共立インシュアランスブローカーズはドコの財閥にも属さないことが指名した理由である。
契約を結ぶのは航海訓練所と保険会社ということか？	ブローカーには仕様書の配布や航海訓練所がどのような保険を求めているのかを保険会社に説明してもらい入札を行って、落札した保険会社と航海訓練所間で契約を結ぶ。
共立インシュアランスブローカーズが設立されたのは平成8年だが航海訓練所が実際に利用したのはいつから？	独法化した平成13年から。
利用する平成13年以前とそれ以降でブローカーを利用するメリットはあったのか？	平成13年以前は国家賠償法で補っていたのでメリットがあったかなかったかはわからない。 しかし船舶に関しては事故が起きれば船体にかかる船舶保険以外にも適用される保険（貨物保険、PI保険など）が複雑に絡んでくるのでそのときにどの保険が適用されるのかという判断が難しい。 そういう助言がもらえるという点ではメリットがある。
ブローカーを入札で決めるということはないのか？	金額での競争が出来ないので、それはない。しかし今後は企画競争を行うということ是有り得るかと思う。